

栃木県道路交通法施行細則の一部改正について(例規通達)

(平成18年3月31日)

(栃交規第1号、栃交企第7号栃木県警察本部長通達)

栃木県道路交通法施行細則(昭和47年栃木県公安委員会規則第3号。以下「細則」という。)の一部が改正されたが、その内容は下記のとおりであるので事務処理上誤りのないようにされた。

記

1 改正の趣旨

(1) ロボット公道実験に伴う道路使用許可関係

道路におけるロボットの歩行又は移動を伴う実証実験(以下「ロボットの公道実験」という。)については、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号、以下「法」という。)に基づく規制の特例措置として、「ロボット公道実験円滑化事業」に係る特例措置について(平成15年8月28日付け、警察庁丁規第63号)により、構造改革特別区域計画の認定を受けたときは、ロボットの公道実験が道路使用許可の対象であることが明確になるよう、栃木県道路交通法施行細則を改正することとなっていたが、「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」(平成17年4月22日閣議決定)により、同ロボットの公道実験が全国で実施できる規制改革事項として決定されたことから、同決定を受け、ロボットの公道実験が道路使用許可の対象であることが明確になるように栃木県道路交通法施行細則の一部を改正したものである。

(2) 車高4.1メートルの自動車が行き可能な道路(指定道路)関係

車高が4.1メートルとなる9フィート6インチ背高(せだか)海上コンテナ積載車については、車高の制限を4.1メートルを超えない範囲内において、都道府県公安委員会が道路又は交通の状況により支障がないと認めて定める指定する道路について通行を認めているが、この度、同指定する道路の追加が図られ栃木県道路交通法施行、細則の一部を改正したものである。

2 改正の内容

(1) 栃木県道路交通法施行細則第19条(道路使用の許可を要する行為)に「ロボット公道実験」の項目を追加する。

(2) 栃木県道路交通法施行細則別表第2(第10条の2関係)に指定する道路を3路線追加する。